

平成 2 8 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 1 日（金曜日）午後 1 時 0 0 分 開 議  
午後 3 時 3 3 分 散 会

○議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 平成 2 8 年度市政執行方針演説に  
対する一般質問  
5. 木 村 恵 議員  
日程第 4 議案第 6 8 号 赤平市情報公開  
・個人情報保護審査会条例の制定  
についての委員長報告  
日程第 5 議案第 6 9 号 赤平市行政不服  
審査会条例の制定についての委員  
長報告  
日程第 6 議案第 7 0 号 行政不服審査法  
の施行に伴う関係条例の整備に関  
する条例の制定についての委員長  
報告  
日程第 7 議案第 7 1 号 赤平市職員の退  
職管理に関する条例の制定につい  
ての委員長報告  
日程第 8 議案第 7 2 号 赤平市議会の議  
員その他非常勤の職員の公務災害  
補償等に関する条例の一部改正に  
ついての委員長報告  
日程第 9 議案第 7 4 号 赤平市市税等の  
特定滞納者等に対する特別措置に  
関する条例の一部改正についての  
委員長報告  
日程第 1 0 議案第 7 5 号 あかびら創生寄  
附条例の制定についての委員長報  
告  
日程第 1 1 議案第 7 9 号 赤平市指定地域

密着型サービスの事業の人員、設  
備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正についての委員長  
報告

- 日程第 1 2 議案第 8 0 号 赤平市指定地域  
密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地  
域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の  
一部改正についての委員長報告  
日程第 1 3 議案第 8 1 号 赤平市過疎地域  
自立促進市町村計画の策定につい  
ての委員長報告  
日程第 1 4 議案第 8 2 号 公の施設の指定  
管理者の指定について（福栄地区  
集会所外 2 6 施設）の委員長報告  
日程第 1 5 議案第 8 3 号 和解についての  
委員長報告  
日程第 1 6 議案第 8 4 号 平成 2 7 年度赤  
平市一般会計補正予算  
日程第 1 7 議案第 8 5 号 平成 2 7 年度赤  
平市国民健康保険特別会計補正予  
算  
日程第 1 8 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度赤  
平市下水道事業特別会計補正予算  
日程第 1 9 議案第 8 7 号 平成 2 7 年度赤  
平市介護サービス事業特別会計補  
正予算  
日程第 2 0 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算

- |         |   |         |  |
|---------|---|---------|--|
| 日程第 2 1 | 議案第 8 9 号 平成 2 7 年度赤平市水道事業会計補正予算        |         | ・個人情報保護審査会条例の制定についての委員長報告  |
| 日程第 2 2 | 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度赤平市病院事業会計補正予算        | 日程第 5   | 議案第 6 9 号 赤平市行政不服審査会条例の制定についての委員長報告  |
| 日程第 2 3 | 議案第 9 1 号 平成 2 8 年度赤平市一般会計予算の質疑         | 日程第 6   | 議案第 7 0 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員長報告  |
| 日程第 2 4 | 議案第 9 2 号 平成 2 8 年度赤平市国民健康保険特別会計予算の質疑   | 日程第 7   | 議案第 7 1 号 赤平市職員の退職管理に関する条例の制定についての委員長報告  |
| 日程第 2 5 | 議案第 9 3 号 平成 2 8 年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算の質疑  | 日程第 8   | 議案第 7 2 号 赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての委員長報告   |
| 日程第 2 6 | 議案第 9 4 号 平成 2 8 年度赤平市土地造成事業特別会計予算の質疑   | 日程第 9   | 議案第 7 4 号 赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正についての委員長報告   |
| 日程第 2 7 | 議案第 9 5 号 平成 2 8 年度赤平市下水道事業特別会計予算の質疑    | 日程第 1 0 | 議案第 7 5 号 あかびら創生寄附条例の制定についての委員長報告  |
| 日程第 2 8 | 議案第 9 6 号 平成 2 8 年度赤平市霊園特別会計予算の質疑       | 日程第 1 1 | 議案第 7 9 号 赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告   |
| 日程第 2 9 | 議案第 9 7 号 平成 2 8 年度赤平市用地取得特別会計予算の質疑     | 日程第 1 2 | 議案第 8 0 号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての委員長報告 |
| 日程第 3 0 | 議案第 9 8 号 平成 2 8 年度赤平市介護サービス事業特別会計予算の質疑 | 日程第 1 3 | 議案第 8 1 号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の策定についての委員長報告  |
| 日程第 3 1 | 議案第 9 9 号 平成 2 8 年度赤平市介護保険特別会計予算の質疑     |         |  |
| 日程第 3 2 | 議案第 1 0 0 号 平成 2 8 年度赤平市水道事業会計予算の質疑     |         |  |
| 日程第 3 3 | 議案第 1 0 1 号 平成 2 8 年度赤平市病院事業会計予算の質疑     |         |  |

○本日の会議に付した事件

- |       |                           |  |  |
|-------|---------------------------|--|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                |  |  |
| 日程第 2 | 諸般の報告                     |  |  |
| 日程第 3 | 平成 2 8 年度市政執行方針演説に対する一般質問 |  |  |
| 日程第 4 | 議案第 6 8 号 赤平市情報公開         |  |  |

- 日程第14 議案第 82号 公の施設の指定  
管理者の指定について（福栄地区  
集会所外26施設）の委員長報告
- 日程第15 議案第 83号 和解についての  
委員長報告
- 日程第16 議案第 84号 平成27年度赤  
平市一般会計補正予算
- 日程第17 議案第 85号 平成27年度赤  
平市国民健康保険特別会計補正予  
算
- 日程第18 議案第 86号 平成27年度赤  
平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第19 議案第 87号 平成27年度赤  
平市介護サービス事業特別会計補  
正予算
- 日程第20 議案第 88号 平成27年度赤  
平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第21 議案第 89号 平成27年度赤  
平市水道事業会計補正予算
- 日程第22 議案第 90号 平成27年度赤  
平市病院事業会計補正予算
- 日程第23 議案第 91号 平成28年度赤  
平市一般会計予算の質疑
- 日程第24 議案第 92号 平成28年度赤  
平市国民健康保険特別会計予算の  
質疑
- 日程第25 議案第 93号 平成28年度赤  
平市後期高齢者医療特別会計予算  
の質疑
- 日程第26 議案第 94号 平成28年度赤  
平市土地造成事業特別会計予算の  
質疑
- 日程第27 議案第 95号 平成28年度赤  
平市下水道事業特別会計予算の質  
疑
- 日程第28 議案第 96号 平成28年度赤  
平市霊園特別会計予算の質疑
- 日程第29 議案第 97号 平成28年度赤

- 平市用地取得特別会計予算の質疑
- 日程第30 議案第 98号 平成28年度赤  
平市介護サービス事業特別会計予  
算の質疑
- 日程第31 議案第 99号 平成28年度赤  
平市介護保険特別会計予算の質疑
- 日程第32 議案第100号 平成28年度赤  
平市水道事業会計予算の質疑
- 日程第33 議案第101号 平成28年度赤  
平市病院事業会計予算の質疑

順序	議席 番号	氏 名	件 名
5	1	木村 恵	1. 市政執行方針につい て 2. 教育行政執行方針に ついて

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵 君  
2番 五十嵐 美知 君  
3番 植村 真美 君  
4番 竹村 恵一 君  
5番 若山 武信 君  
6番 向井 義擴 君  
7番 伊藤 新一 君  
8番 獅畑 輝明 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 菊島 美孝 君  
教育委員会委員長 山本 由美子 君  
監 査 委 員 早坂 忠一 君  
選挙管理委員会 壽崎 光吉 君  
委 員 長

農業委員会会長	田村元一君
副市長	伊藤嘉悦君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	下村信磁君
市民生活課長	野呂道洋君
社会福祉課長	永川郁郎君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
商工労政観光課長	林伸樹君
農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	杉本悌志君
会計管理者	中西智彦君
あかびら市立病院 事務長	實吉俊介君
教育委員会 教育長	多田豊君
” 学校教育 課長	相原弘幸君
” 社会教育 課長	蒲原英二君
監査事務局長	大橋一君
選挙管理委員会 事務局長	町田秀一君
農業委員会 事務局長	菊島美時君

○本会議事務従事者

議会事務局長	栗山滋之君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	安原敬二君

(午後 1時00分 開 議)

○議長(北市勲君) ただいまからあらかじめご通知申し上げましたとおり、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り下げ、これより本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 議事に入る前に、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災により犠牲になられました多くの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地域の一日も早い復興を願って黙祷をささげたいと思います。全員ご起立願います。黙祷。

(黙 祷)

○議長(北市勲君) 黙祷を終わります。ご着席願います。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番伊藤議員、8番獅畑議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。  
委員長から送付を受けた事件は、12件であります。  
次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 昨日に引き続き平成28年度市政執行方針演説に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、議席番号1番、木村議員。

○1番(木村恵君) [登壇] 質問通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大綱の1、市政執行方針について、①、人口流出対策と定住策についてお聞きします。平成28年度は、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略のスタートの年であり、人口減少対策の本格的なチャレンジが始まります。総合戦略において策定されました施策も市内企業等就職者への助成、また奨学資金貸付金返還金免除、子育て支援住宅の充実、中学生以下の医療費無料化の拡充、高校通学費助成、保育料の軽減拡充など、人口減少対策の中でも特に働く世代、子育て世代の流出に歯どめをかける効果が期待できる内容ではないかと思っております。私も市議に立候補したとき以来、赤平市には高校がなくなってしまったからこそ高校生までの医療費無料化は早期に実現すべきではないかと言ってきました。来月からということになれば、子育て世代の方々の負担軽減にすぐにつながってまいります。子育ては赤平で、こう思ってもらえるのではないのでしょうか。市長のおっしゃっているスピード感を持った取り組み、まさにそのものだと思えます。

一方で、現在赤平市には仕事はあるが、働いている方々はというと、近隣市から通っている方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々に赤平市に住んでもらいたいと、昨年の所信において市長は企業者による共同住宅の建設に対する助成に言及をされておりました。今回の市政執行方針では触れておりません。総合戦略の持ち家住宅建設、あるいは土地購入、中古住宅助成事業、民間賃貸住宅の関係の助成事業とありますが、こちらは若干ニュアンスが異なると思えます。定住策について企業への協力要請、このあたりについての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(北市勲君) 市長。

○市長(菊島美孝君) 人口流出対策と定住策についてお答えをさせていただきます。

移住、定住促進に向けたこれまでの居住環境への

取り組みといたしましては、公的住宅の計画的な建替事業を中心に進めてまいりました。本市の特徴である産炭地特有の公的住宅の占める割合が多く、その反面民間賃貸住宅が少ないことが若年層世帯等の住宅の確保が困難な要因でもありました。そのようなことから、民間賃貸住宅の建設促進を図るために民間賃貸住宅にかかわる建設費の助成事業、あるいはリフォームの助成事業、家賃の助成事業を平成26年度より実施してまいりました。その結果、この2年間で2棟14戸の新たな民間賃貸住宅が建設されたところでございます。

平成28年度からは、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に掲げている若者が安心して子供を産み育てられる地域づくりを目指し、事業の促進を図るためにこれまで1戸当たり80万円であった助成額を100万円への増額や企業の意向も考慮した中で助成内容の見直しを検討し、面積要件の緩和も行い、また新たに遊休市有地を活用し、民間賃貸住宅の建設に伴う土地購入に対しまして標準価格の1割相当で分譲をする土地購入助成事業も創設してまいります。そのようなことから、平成28年度も市内企業による賃貸住宅の建設が計画されているというふうになっております。今後これらの事業効果を検証しまして、さらなる移住、定住の促進に向けて企業等の意見も伺った上で現行の建設助成事業の見直しや企業振興の観点から新たな制度の創設等、どのような効果的な方策が可能か検討するとともに、これらの事業の活用について少しでも多くの企業のご協力がいただけるよう努めてまいりたいというふう考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 さまざまな助成事業があり、後半は企業等の意見も伺っていくと、制度の見直しをしていく、また企業振興の観点から制度をとりましたけれども、また多くの企業のご協力いただけるように努めていかれるということであり、今回かなりの助成事業の拡充、新設がありました。やはり住環境整備していかないと、企業に

もなかなかお願いをしていけないと思っております。市内企業にはたくさんの働く世代、子育て世代の方がいらっしゃいます。ぜひ子育て支援が充実し、さらに仕事がある、こういった赤平市の強みを、市内企業の協力不可欠でありますので、しっかりと連携をして人口減少に歯どめをかけていただきたいと思っております。民間出身の菊島市長の真価が問われると思っておりますので、強いリーダーシップを持って取り組んでいただきたい、こう申し上げまして次の質問に移ります。

②番、地域医療について、アの市立病院についてお聞きします。市政執行方針の中で第5次赤平市総合計画において地域医療について述べられている部分ですが、病院建替事業についての言及以外昨年所信とほぼ同じ内容になっていると思っております。新病棟の運営も1年になろうとしていることや総合戦略の中長期施策の位置づけなどを考えると、平成28年度に向けた思いが強く感じられないという印象を持ちました。昨年市長は、私の所信に対する質問に対して医師確保について實吉事務長と休みなく奔走しているということをお話されました。そして、医師確保にも結果を残されていると私は理解しておりますが、現在市民の方から大変よい感じの先生とその先生も評判がいいと聞いております。また、市長は、昨年病院がアキレス腱だという危機感も語っておられました。そこですけれども、私昨年何か所か住民懇談会を行いましたところ、新病棟、エントランスからということになるのでしょうか、遠くてちょっと利用しづらいといった声、また先生がすぐかわるから行きづらいといった、市民の方からこういった声を伺っております。市長のほうにはそういった声が届いておりますでしょうか。つまり新病棟の運営に関しての問題点、その解消、対策をしっかりとやることや、また私が思うには、研修医の方昨年もいましたが、やはり研修期間終了後とどまってもらえない理由さまざまでしょうけれども、こういったところについてしっかりと対応をしていかなければいけないのではないかと思います。また、医師

の方々、看護師初め職員の方々の方が働く意欲を持てる環境づくり、こういったことができているのか。委員会のほうで實吉事務長から新しい計画を立てる時期に来ていたということを伺いました。昨日の答弁でもありました新公立病院改革プランというものになるのかと思いますが、そういったところも踏まえて市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 市立病院についてお答えをさせていただきます。

平成19年度の市立病院のあり方を考える検討会議、これ以降市民の皆さん、ボランティアの皆さんのご支援とご協力をいただきまして、また本市議会での経営健全化計画のご承認をいただき、平成23年度には不良債務の解消、21年ぶりの経常収支の黒字化を達成しまして病院経営は安定的に推移しております。計画の実行に当たりまして、身の丈に合った病院規模と堅実な経営方針が総務省や北海道、また各関係部局等にもご理解をいただき、今般の病棟建設が完了するに至ったわけでありまして、その間経営における大きな修正や変更をすることなく進めることで各省庁関係にも新たな信頼を得てきたところでもあります。このような安定的かつ継続的な経営の方向性にご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

また、医師がすぐかわる、研修医の確保が継続しない件につきましては、医師自身にも個々の将来設計がございまして、広い知識と経験、バランスのとれた医療人を目指しまして幾多の経験を積み重ねたいという思いは強く、特に最近の若い医師には1つのところに長く勤めるといった思いは皆無に等しいというふうに感じているところであります。また、それゆえに長きにわたり赤平にご勤務いただける医師の確保は大変難しく、昨今の中小公立病院では医師の確保すらままならないというのが現状であります。逆に、当院の院長、副院長、診療部長などは赤平でのご勤務が20年から30年と他の病院には見られないほど長期にわたりご勤務をいただいているとこ

ろでございます。このことは、大変感謝をしているところでありますし、そのため現在ご勤務いただいている先生方には少しでも長くお勤めいただけるよう生活面でのサポートも含めましてしっかりとご支援をしていかなければならないと感じているところであります。また、これは病院のみならず、市民の皆さん、議会の皆さんの温かいご理解とご協力もいただきますようよろしくお願い申し上げます。

新病棟の運営につきましては、新病棟完成後これまでは旧病棟が既存の外来管理棟の入り口と分断されまして大変ご不便をおかけしておりましたけれども、この4月以降旧病棟の跡地整備にかかり、8月には駐車場並びに救急車の順路を安全確保するとともに、外来と病棟の入り口への往来が円滑になりまして、これまでのご不便につきましては全て解消されることとなります。また、院内での外来と病棟についての距離感につきましては、病棟建設の計画時に行政常任委員会でもご説明をさせていただきましたが、旧病棟を運営しながらの建てかえを実施するとなると、地下ボイラーの配管、駐車場、地中熱設備の確保などの関係上、現在の場所が最善の建設位置であったということにご理解をいただきたいと存じます。

また、働く意欲を持てる環境についてであります。現在勤務されている医師、看護師、その他の職員全てが当院において地域医療を支えているという意欲と使命感を持って働いていると認識しておりますが、今後も引き続き職場でのコミュニケーション等を密にし、さらなる職場環境の向上に努めてまいりたいというふうと考えております。

最後に、新しい計画の策定期間についてであります。ご承知のように当院では平成21年度に経営健全化計画を策定し、これまで病院経営を順調に進めてまいりました。しかし、今般総務省では新たに新公立病院改革プランの策定を平成28年度中にまとめるよう全国に要請をしているところでございます。そこで、新公立病院改革プランを作成するに当たりまして、今般北海道が策定を進めております地域医

療構想、これを踏まえながら現在実施している内部協議、各部署によるヒアリング等を経まして改めて当院の現状と課題を整理し、新しい病院改革プランを平成28年度中に作成することとしております。

以上、説明させていただきました。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕過去の経緯、黒字化になったところ、あるいは新たなプランのほうの説明もありました。若い医師の方の気持ち、わからなくもないです。ただ、そういった方もやっぱり長くいてもらえるようにさらなる努力をしていかなければいけないと、私はこう考えております。設計段階で最善であったということですが、私はちょっとその委員会にはいなかったものですから、聞かせていただいておりますけれども、今後の課題、そういったものをしっかりとその新しいプランに入れていただきたいと思いますと思っております。

国のほうでは、医療のほうに対して地域医療はさらなる病床削減等も考えているようです。中長期的にしっかりと動向を注視しつつ、市立病院の健全運営、また医師、職員の方の安定確保をしっかりと行っていくことが求められていくと思います。医師確保については、また28年度も菊島市長、實吉事務長、また内山院長、皆さんでしっかりやっていただけたらと考えてよろしいのでしょうか。

また、看護師、看護助手、受付、事務といった方たち、病院の接遇講習、各種研修などかなりやっていらっしゃると思いますけれども、大事なことだとは思いますが、やはり一番は働きやすい環境づくり、やりがいがある、そういった処遇改善、こういったことがしっかりできていないとこういったもの身につけても意味がないと思います。人事評価制度、こういったものも始まってまいりますので、やはり上司たる者、職員を守り、やりがいを持ってもらい、働きやすい環境をつくっていかなければいけないと思っておりますが、市長、この点についてはどうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 1番目の医師確保につきましては、これからも今までと同様に病院の院長初め事務長といろんなところ、全国に網を張りまして医師確保に奔走したいというふうに思っております。

それから、今お話がございましたいろんな接遇関係の問題、これについてもやはりやってもやってもいろんな市民の方々からはご批判等が来るときがございます。でも、職員の方はそれなりに一生懸命やっているとこのように私は信じております。ですが、市民の方々からそういうお話があれば、やはり接遇が悪いのだなという中で接遇対策もお金をかけてやっております。ことしもまたそういう部分の費用をかけながら、患者様に対して、あるいは市民の皆様方に対してきちっと対応できるように、あかびら市立病院が新しくなってよかったね、でも通えないよというような病院にならないように私はしっかりとそこら辺は教育させていきたいと、病院とも連携とりながら皆さん方のご期待に沿うような病院経営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕接遇のほうは、私はお金をかけるよりもしっかりと職員さんのやりがいということだったのですけれども、いずれにしても前向きな答弁をいただけたと思います。ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。イの国民健康保険事業についてお聞きをしていきます。医療費の適正化にとって特定健診や保健指導による生活習慣病の重症化予防は欠かせないものと言及がありました。私も同じ認識を持っております。特定健診や保健指導により、生活習慣に気をつけることで認知症予防などにもつながり、健康寿命の延伸や疾病の早期発見にもつながっていく、その結果として医療費が抑えられていくと考えるからです。

そこで、赤平市の特定健診の取り組みですが、年々よくなっているということは昨年12月議会でも確認をしました。今後ともさらに力を入れてほしいと思います。その特定健診で保健指導を受ける



ように勧められた方についてですけれども、私もその一人なのですが、現状どのようになっているのか。

それと、もう一点、平成30年度に都道府県が国保の財政運営の責任主体になるということから、道内地域間格差、またこういったものは是正とか、保険税の引き上げにはね返ってくる、こういったことが懸念をされております。昨年も同じような質問をしましたが、ことは具体的な数字を示したいのですけれども、国民健康保険基盤安定負担金、いわゆる国保支援金ですが、昨年12月に3分の2が交付済みで、残りの3分の1は今年交付予定になっていると思います。赤平市では、総額2,076万169円の交付と北海道保健福祉部の資料でありましたが、この支援金の目的は低所得者に応じた保険者への財政支援、こう理解しております。赤平市においてこの国保支援金どのように使われているのでしょうか。この支援金を活用して国保税の引き下げをするお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 国民健康保険事業につきましてお答えをいたします。

特定保健指導につきましては、保険者が被保険者に対し、特定健診の結果血糖値あるいは血圧などの検査結果が基準以外の場合などに行うよう勧奨しますが、平成27年度は現在のところ60人ほどの対象者のうち約半数近くの方が保健師や栄養士などから特定保健指導を受けてございます。なお、特定保健指導は、特定健診を受診した結果、既に糖尿病、高血圧症、脂質異常症により服薬などの治療が行われている人は対象外となってございます。被保険者がみずからの健康維持増進のために特定健診や特定保健指導を活用することが基本とはなりますが、保険者としても特定健診や特定保健指導は重要な保健事業と捉え、今後とも勧奨通知などによって特定健診、特定保健指導を受けていない被保険者については受診等の勧奨を行ってまいる所存でございます。

もう一点の保険者支援としての保険基盤安定負担金の国保税引き下げへの活用についてですが、平成

28年度は平成27年度と同程度の保険者支援が見込まれますことから、国保会計で単年度収支を均衡させることを基本に国民健康保険運営協議会に諮りながら、低所得者対策として国保税の税率等について検討してまいりたいというふうに思っております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕保健指導も病院にかかっている方は既にそこでやられているということで対象外ということになり、その他の方については60名の対象者で半数近くが受けているということで悪い数字ではないのかなと、意外に受けているのではないかという印象を受けました。私も保健指導、以前は面倒くさそうな、大変そうなイメージが有りましたがなかなか受ける気にならなかったのですけれども、ことしから受けてみまして、一人で幾ら気をつけようと思ってなかなかできなかったことができてきていると、生活習慣を改善するのにとてもよいきっかけになっております。このような方まだまだふえていただければと思いますので、引き続き特定健診、保健指導の受診率向上に向けて取り組んでいっていただきたいと思っております。

また、国保税の引き下げについては前向きな答弁をいただいたと思っておりますが、こちらについては国保運協のほうになると思っておりますので、そちらのほうで私もしっかりと議論をしていきたいと思っております。この質問については、以上で終わります。

次の質問に移ります。③、地域資源の活用と産業振興についてであります。アの炭鉱遺産についてお聞きします。総合戦略内にて炭鉱遺産の継承と活用という施策は、赤平市の歴史の象徴となる炭鉱遺産、保存状態もよく貴重な遺産として評価をされている立坑やぐらなど一体的に保存して歴史継承とともに交流人口の拡大を図り、世界遺産登録の研究や有形文化財登録を目指す、こういった内容になっております。執行方針でも同様の言及がありました。赤平市の新年交礼会の挨拶でも市長は述べられていたと思っておりますが、そういったことから市長の思いが強く

あらわれている施策の一つだと私も感じております。それと同時に、私は相当大きなチャレンジではないかとも考えております。現在も立坑の見学など行われており、自走榨工場、立坑ヤードの一部、土地などを借り受けていると思いますが、立坑周辺からズリ山展望広場を炭鉱遺産公園として整備するに当たって今後さらなる借り受けや譲渡、また固定資産税の問題などがあると思います。当然その辺は協議されていると思いますが、今後の管理維持計画、また国や道の支援の取りつけなどを将来の赤平市民に負担がないようにしっかりと計画を立てる必要があると思います。私は、この施策を真っ向から否定するものではありません。歴史を継承し、文化財や世界遺産、赤平市の創生にすばらしい効果を期待できるかもしれない、そういう思いの方がたくさんいらっしゃることも存じております。しかし、しっかりと将来を見据えた計画で行っていくことが条件になってくると思います。総合戦略に位置づけられ、これからというときに前途を暗くするつもりはありませんが、そういった不安を抱く市民の方々がいらっしゃることもまた事実であります。市民の方々のさまざまな思いを受け、この施策に対する市長の見解をお聞きします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 炭鉱遺産についてお答えをさせていただきます。

炭鉱の歴史は、赤平の基幹産業としてまちを発展させ、国のエネルギーを支えてきた重要な歴史であります。きのうの答弁でも申し述べさせていただいたとおり、北海道や空知管内の自治体間における継続的な事業展開を進めておりまして、当市においては特に市街地に立坑やぐらが存在するほか、実際に稼働する炭鉱機械も整備されていることなど空知管内の炭鉱遺産の中でも中心的な役割を担っております。

炭鉱遺産の活用につきましては、このたびの赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策にも位置づけられていることから、現在財産の所有に関

して企業と具体的な協議を進めておりまして、市が必要とし、活用するための資産に関しては全てを無償でお願いすることは厳しいと思いますが、できるだけ市の負担を最小限にとどめるよう引き続き協議をしてみたいというふうに思っております。また、危険回避のための改修費用等につきましても国や道のほかに市内外からの寄附金による支援方法についても検討してみたいというふうに思います。いずれにいたしましても、既に市内の子供たちが学校の授業の中で歴史を勉強し、実際に施設の見学などを行っておりますし、赤平市にとって欠かすことのできないこの歴史をしっかりと後世に継承し、教育体験旅行を含めまして効果的に活用できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 重要な歴史、中心的な役割、学校でも見学しております。市の負担を最小限にとどめるよう協議をされているということでありました。こういった事業の場合は、入り口では国や道の補助の取りつけというのは意外としやすいというか、あるのですけれども、維持管理やその後の運営、そういったものに関しては難しくなっていくのではないかと考えております。補助金などに依存していると、計画がうまくいかなかった、そういったときに取り返しがつきません。昨日も質問でそういったことがあったと思いますが、その意味では今回のケースは有形文化財指定、あるいは世界遺産登録というところが一つの大きなポイントになってくると理解をしております。美唄や三笠とかいったような旧産炭地、また空知近隣自治体としっかりと連携をして、市民の方々への丁寧な説明もしていただいて、将来に負担を残さない、これらの点をしっかりと行って進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。イのイベント、情報発信についてお聞きします。総合戦略では、赤平市の強みに仕事が挙げられておりますが、もう一つ、やはりイベントが多いことではないかと考えております。

まちを明るく元気にする、交流人口の増加で経済効果も上がる、赤平市をPRする、さまざまな効果があると思います。昨年のエルム高原祭りは、大変よい企画で、参加された方から高評価を得ておりました。私も参加しまして、楽しい時間を過ごさせていただきました。ことしもあるということですが、これについては1点だけ、高齢の方も参加しやすい工夫をしていただければいいと思っております。このほかにも赤平市のイベント、春のらんフェスタ、夏の火まつり、秋の産業フェスティバル、そして冬は去年はスノーマンガネス認定がありましたが、このように四季を通じてまさに官民一体となってイベントや祭りを行っている自治体であります。ぜひこのことを広くPRするためにも、1年を通じたカレンダーのようなものを作成して活用してはどうかと提案したいと思います。先日タイのバンコクからあるツアー会社の社長さんがお見えになりまして、赤平市役所に来庁されました。商工労政観光課の職員の方がイベントやエルム高原の宿泊施設について説明をしておりました。先方は、火まつりに大変興味を持っておられまして、ぜひ火まつりに合わせてツアーを組みたいと言っておられました。そのような場面で日程や内容を説明するにしても一目でわかり、国内だけでなく国外の方にもわかるよう英語表記などがある媒体があれば地域活性化、さらにはインバウンドにも効果が上がると思います。ちょうどこの方来られたとき市長は東京出張ということで不在だったと記憶しておりますが、当然報告のほうは受けていらっしゃると思います。改めてインバウンドの重要性について市長はどういうお考えなのかを含めてお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） イベント、情報発信についてお答えをさせていただきます。

エルム高原祭り、赤平市民デーの開催につきましては、エルム高原リゾートのPR、それと流政之氏の彫刻の認知度を高めるとともに、エルム高原リゾートの日ごろの感謝を込めて昨年初めて開催いたし

ましたが、多くの市民の皆様にご来場いただき、自然に触れながらゆったりと過ごしていただき、エルム高原リゾートの魅力を発信することができました。平成28年度につきましても赤平振興公社と連携を図りながら開催をしております。

また、議員からご指摘のありました高齢の方にも参加しやすい工夫をとということではありますが、昨年につきましても送迎のバスを運行いたしました。利用につきましてはさほどなかった状況であります。周知を図りながら高齢者の方々も参加しやすいイベントにしていきたいというふうに考えております。

インバウンドにつきましては、これからまだまだ伸びることが予想されておまして、先日タイから赤平市に来庁され、火まつりに興味を持たれたということも承知しております。また、芦別市が立ち上げました東空知の観光周遊ルート創出推進協議会におきましてもインバウンド対応の観光ルートの創出について検討もしておまして、私自身もインバウンド受け入れに対して検討を重ね、地域の活性化に結びつける必要があるというふうに認識をしているところでございます。そのためには、受け入れ先の選定、あるいは案内板や施設の表示、パンフレット、それからホームページでの多言語に対応した表記が必要でありまして、イベントカレンダーの作成につきましても検討してまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 東空知の観光ルートにも期待をしたいと思っております。大変前向きなご答弁をいただきました。インバウンドの必要との認識を述べられました。ぜひこういったことにつなげていただきたいと思っております。先日この来られたツアー会社の方、実はテレビでも取り上げられておまして、美唄市と先行して連携をされているということです。美唄市では、タイからの観光客の受け入れと同時に、先月バンコクで開かれたタイ国際旅行博覧会というものに美唄市のほうが行って参加をしてい

るといふことも言うておりました。インバウンドと、さらにはこちらの特産品の販路拡大、これが同時に進められているすばらしい取り組みだと思ひます。赤平市としてもまた来てくれることを待つのではなく、こちらからアクションを起こしていつてはいかがかと思ひます。先日の訪問のお礼に市長からメッセージを出すなど、何かしらされてはいかがかかと、検討していただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。ウの農業についてお聞きします。農業人口をふやし、安定的な営農に結びつけるよう協議すると戦略でも農業生産法人についての言及がありました。離農がふえ、後継者不足に悩む農業者の方に対して総合計画でも基盤強化、サポート事業など手を尽くしております。しかし、その根本にあるものはなかなか地方自治体では解決できないのではないのでしょうか。その根本にあるものというのは、安倍政権が今進めているTPP、またアベノミクスにはほかならないと私は考えておりますが、安倍政権、TPP大筋合意をし、署名まで進めており、前のめりの姿勢を崩しておりません。輸入飼料は為替の影響で高くなる、外国から安いものを入れて日本産を海外へ売ろう、大企業や大きな生産法人はこういったこと可能でしょうけれども、個人経営農家どんどん厳しい状況に追い込まれています。とても後を継がせようなどとは考えられない、このような営農者の不安が募る中、政府は米についてTPPの影響はないというような根拠のない試算を出しております。昨年市長は、所信においてTPPに関しましては国における農業の担い手の経営安定を図る戸別補償対策など、農業を初め関連産業や地域経済等に壊滅的な打撃を与えることがないよう地元農業者や農業関係者と連携をしまして言及されておりました。その後の連携協議の進捗状況などはどうなっているのでしょうか。ことしは、TPPについての言及がありませんでしたが、大筋合意、また署名までいつていますけれども、国内批准されているものではありません。何かしらの理由があったのでしょうか。また、赤平市においてもふるさと

納税返礼品、これ赤平米が主力ではないでしょうか。営農者の不安を解消する、後継者をふやし、離農を防いでいくためにもTPPは撤退と、こう赤平市として打ち出すべきではないかと私は考えますが、市長の見解をお伺ひします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） ただいま議員から農業についてのご質問がございました。答弁させていただきます。

連携協議につきましては、農業委員会、これらを初めとする各種関係団体の意向を踏まえながら、必要に応じて北海道市長会を通じて引き続き国に要請してまいります。また、現段階においてはJAと連携をしましてTPPの関連対策事業の獲得に向け、いろいろなことを聞き取りながら調査をし、努力をしているところでございます。ことしの所信表明でTPPについて触れませんでしたけれども、TPPが大筋合意された推移を見守っているところでございまして、赤平の農業においてどれだけの影響を及ぼすのかまだわからなかったというのが正直なところでございまして、言及はいたしませんでした。また、TPPにつきましては、空知レベルの広域連携の中で農業振興の発展のために要請を行ってまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 昨年影響を受けないう協議すると言及されておりましたので、どのような経緯なのかなと聞きましたけれども、現状はTPPの推移を見守っていらっしゃるということですので。大筋合意の内容もほとんど知らされていない状況で、先ほど言ひましたが、国内批准はされておられません。国の影響試算は根拠がないと。日本がこれ批准しなければ、発効はされません。赤平米、ふるさと納税返礼品の主力であります、きのうの質問でもありました7軒の農家の方でゆめぴりかときたくりん、64.2ヘクタールでしたか、せっかく若い農家の方たちがいるのにTPPやったら米価は間違い

なく下がります。米農家はやっていけなくなる、そういった営農者の方の声は赤平市には届いていないのでしょうか。この答弁に関しましては、ちょっと問題意識が足りないのではないかとおっしゃっていただきたいと思います。ぜひしっかりと協議をして農家の方が再生産可能になるよう、そしてベストライズ赤平、ふるさと納税返礼品、これの増加にもきのう言及しましたが、対応できるようにこういったことを支援していく、TPPについて空知レベル、広域でも構いませんが、国の方針や道の方針を見きわめるのではなく、自治体として意思をしっかりと表明し、国や道にかけ合っていただきたいと、所管のほうと連携をしてやっていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

④、公共施設と防災について、アの公共施設等総合管理計画についてお聞きします。総合戦略の中では、児童福祉施設の充実、屋内遊戯施設の整備について公共施設等総合管理計画に基づき検討していくとありました。総合計画では、これを基本に財政状況を勘案し、具体的な個別計画を定め、市民の理解を得ながら計画的に進めていくともありました。この他にも教育行政執行方針でも触れているところがありますように、この公共施設等管理計画はしごと・ひと・まち創生総合戦略、あるいは第5次赤平市総合計画などあらゆるところにかかわってまいります。特に防災に関しましては、大変重要な計画だと思いき、当然これに基づき進められていくのではないのでしょうか。この計画は、平成27年度中に策定するとなっていたと記憶をしております。そこで、議会のほうで策定したとの報告はまだ受けておりませんが、実際の進捗状況というのはどうなっているのでしょうか。先ほども言いましたが、戦略内の施策は確かに中長期施策でしたので、来月からすぐに始まるというものでもないのかなと思っておりますが、策定次第それに基づいてという意味合いに解釈もとれます。ただ、その他の計画におくれが生じるようなことはないのか少々疑問が残ります。次の質問のほうでも触れますが、防災計画、避難所指定、変更、

こういったものに支障を来すのであれば看過できないと考えます。昨年は、タイトなスケジュールで総合戦略や人口ビジョンの策定というのがありましたので、忙殺されていたのかと思いますが、27年度の所信では27年度中ということをおっしゃられておりましたので、説明を求めたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 公共施設等総合管理計画についてお答えをさせていただきます。

公共施設等総合管理計画につきましては、我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となりまして、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされております。当市においては、平成20年に赤平市公共施設改革、平成24年に遊休公共施設等整備計画を策定しまして、既に文化会館を初め数多くの公共施設の統廃合を実施しまして公共施設等の適正配置に取り組んでまいりました。こうした経過を踏まえ、平成27年度に行政内における公共施設改革専門部会を中心に再度検討中ではありますが、当市の状況から本計画を単なる方針と定めるのではなく、ある程度具体的な配置、廃止施設などを明確にする必要がありまして作業はおくれているというのが事実ではありますが、現在今月中に行政としての計画案を取りまとめ、4月の末ごろには議員の皆様にごその内容を提示し、意見等をいただいた中で必要に応じた修正を加え、できれば4月中、5月初めぐらいまでには完成させたいというふうを考えております。平成28年度早々に完成した方針に沿って個別施策の具体的検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 急いでやっても余りいいこともないかと思います。具体的な問題を見

つけて5月初めごろまでにはということでありました。まだできていない計画に基づき行っていくという表現がちょっと僕はどうなのかな、適切なのかなということをおもっておりましたが、5月初めにできるといことですので、それほど影響はないだろうと思ひます。この件については、以上で終わらせていただきます。

次に、イの地域防災についてお聞きします。総合計画の中で市長は、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、大規模な災害などに備えた防災体制づくり等が重要となっているとの認識を示されました。防災備蓄品等を計画的に整備することは、昨年確認させていただきましたが、先ほどの公共施設等管理計画の策定とあわせて早期に進めていただけたらと思ひます。平成29年度に防災マップを全面改訂することにも言及をされておりました。また、昭和56年に建設された市庁舎は、災害時の防災拠点施設としての役割が求められることから、耐震診断を実施するとの言及がありました。ここでお聞きしたいのですが、災害時避難所指定されております中央中学校の耐震診断が昨年行われ、昨年12月に診断結果が出ましたが、その結果と避難所指定についての検討はどうなっているのでしょうか。3月現在避難所指定の変更はなく、学校も使用されていると認識をしております。最初に申し上げましたが、市長は市政執行方針で大規模な災害などに備えた防災体制づくりが重要と認識しているとのことです。今度の市庁舎の診断後の方向性にもつながると思ひますので、市長の見解をお聞きします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 地域防災についてお答えをさせていただきます。

防災マップにつきましては、さきにお答えいたしました公共施設等総合管理計画に基づき早急に指定避難所の見直しをしていきたいと思ひますこと、また本年空知川の浸水想定区域が発表される予定でありますことから、平成29年度に全面改訂するべく進めてまいりたいと思ひます。お話のご

ざいしました中央中学校につきましては、現行の耐震基準を一部満たしていないものの、過去の地震統計や全国的な被害結果からは倒壊したり、あるいは大破する危険性が低いとの耐震結果でございますが、現在平成30年度の完成を目指し、統合中学校の準備を進めておりますこと、さらには近くに収容できる避難所として総合体育館、ふれあいホール、交流センターみらいもございます等から見直していききたいというふうに考えているところであります。また、庁舎につきましては、防災拠点施設となりますことから、平成28年度において耐震診断を実施してまいりますけれども、その結果により必要に応じて耐震補強工事等を行ってまいらなければならないかもしれせん。施設の整備を含め、大規模な災害などに備えた防災体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 診断結果は、基準を一部満たしていないが、大破する危険性が低いと、倒壊する危険性が低い、また中学校の統合があり、近くに避難所たり得る施設があることから見直しをしていくということですから、避難所指定を外すということになると思ひますが、賢明な措置だと思ひます。大規模災害に備えた防災体制において避難所指定はできないという認識を私は持っております。市庁舎も平成28年度耐震診断の結果が出ましたら、早急かつ適切に対応をしていただきたいと思ひしませて、市長への質問を全て終わります。

続きまして、大綱の2、教育行政執行方針について、①、いじめの根絶と不登校への対応についてお聞きします。まず初めに、未然防止を図る対策としていじめ防止対策推進法、本市のいじめ防止基本方針、また赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に基づく組織の設置とありますが、どのような組織でどのような取り組みをしているのか、具体的な内容があればお示ししたいと思ひます。

また、体罰事故については、調査の結果発生はなかった、ゼロ件ということで大変よい結果であると思います。同時に、いじめ、不登校についても調査されていると思いますが、不登校の児童生徒は中学校において若干名という言及になっております。いじめについては、あるかないか言及がありません。まず、現状のいじめ、不登校の実態数は把握されているのかをお聞きしたいと思います。

その上で、いじめは社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する際にしばしば発生するものであるため、どこの学校においても一定のいじめの件数の存在は考慮されなければならないと述べておられます。未然防止に力を入れても起こり得るとするのは、ある意味現実的な意見だとも思いますが、考慮されたとしても決して許容するわけにはいきません。教育行政においていじめの根絶は永遠のテーマであり、許容するようなことになれば矛盾が生じます。初めからゼロというのは、理想であって現実的ではないのかもしれませんが、それでも調査し、組織し、早期発見をして未然に防ぐ取り組みをしていかれるのですから、こういった曖昧な表現に見受けられます。そこで、いじめの根絶についての教育長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 教育長。

○教育長（多田豊君） それでは、いじめの根絶、不登校への対応についてお答えをいたします。

いじめの防止に対する赤平市の組織と取り組みの概要ですけれども、国によるいじめ防止対策推進法により市町村においても対策のための機関の設置や基本方針の策定を努力義務として規定されたもので、赤平市においても市の基本方針を策定するとともに、各対策機関を条例で設置したところです。

そこで、まず赤平市におけるいじめと不登校の実態数ですけれども、いじめについては今年度の直近のアンケート調査においていじめを受けたことがあるかとの問いに対して、はいとの回答が小学校で19%、中学校で7.8%となっております。そして、現在の状況としていじめが継続しているかとの問いへの

回答は、それぞれ4%、2.6%となっております。継続して注意深く対応が必要と考えておりますので、引き続きその解消に努めてまいります。

また、不登校については、中学校において3名おりますが、昨日の答弁でもお答えいたしましたが、その要因は多様でありまして、それぞれ個別に対応しております。改善に至っていないのが現状でもあります。

いじめ問題への私の思いについてでありますけれども、以前から申し述べておりますので、表現方法の違いはありますが、いじめは絶対に許されないという思いはこれまでと同様であります。文部科学省の規定するいじめの定義は、受ける側がそれらの行為をどう感じているかで判断することになっております。それは、いじめを受ける側に立った積極的な認知で、早期に対応するためのものであります。

また、曖昧な表現と見受けられるというふうにおっしゃっておられました私の見解ですけれども、いじめは社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で行動する場合一定のいじめの件数の存在は考慮されなければならないとしている点でありますけれども、これは昨年8月に示されたいじめの認知に関する考え方として文部科学省が提示したものであります。かつ初期段階でのいじめは解決する場合もあるけれども、予期しない方向へ推移することもあるのだということから、初期段階のものも含め積極的に認知し、適切に対応することを肯定的に評価することも述べております。学校が組織としていじめを把握し、認知し、見守り、指導し、解決することを重ねて指示したものだとして解釈しております。

また、前述の本市で行っているアンケート調査において私が一番重視しているものは、いじめはどんなことがあっても許されないことと思うかという設問があります。小中学生ともそう思うと答える児童生徒数は、70%から80%であります。私は、学校に対してこの数字が限りなく100%になるよう指導することの大事さを訴えております。なぜならば、理由があつたらいじめは肯定してよいというものでは

なく、いじめの心理は人間関係において非生産的で理由のいかんを問わず否定されるべきものだと考えるからであります。成長期の子供の間にいじめの存在を考慮しつつ、いじめの根絶を訴える私の考えに矛盾はないというふうに思っております。そのことを改めて申し上げ、先ほど申しました文部科学省基準にのっとった対応により子供の健全な教育環境の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 まず、いじめについても小学校で19%、中学校7.8%、また不登校も3名と一定の件数が存在しているということが確認をされました。存在を考慮するという言葉は、文科省が提示した考え方に沿ってというような意味合いだったと思いますが、私がこの質問で聞いたかったのは今の後半話されたようなことでありまして、いじめはどんなことがあっても許さない、理由のいかんを問わずに否定されるべき、こういった言葉であります。まさにいじめの根絶、言葉どおりだと思います。しかし、文科省もそうですけれども、政治家の話し方なんかもそうですが、ちょっと回りくどいといえますか、あらゆる方向に対応するといえますか、やはり国民が政治に興味を持たない一つの要因ではないかと私は思っているのですけれども、例えばこのように考える方も多いですけれども、そう考えない方も多数いらっしゃるのか、こういうようなちょっとわかりづらい意味合いに聞こえてきてしまうという、例えばちょっといいかどうかよくわからないのですけれども、先ほどの話もだからそうだと思うのです。子供たちにいじめについての会議をしてもらって、子供たち教室に張ってありますよね。いじめは絶対に許さない、いじめを見つけたら注意するのだと教室の後ろのほうに張ってありました。子供たち真剣に考えてそういうことやっているわけです。教育長、よく大人を見て子供は育つと、こうおっしゃっていらっしゃると思いますけれども、まさにそこではないかと思うのです。大人が考慮すると

か、そういったこと言わないで、いじめ根絶にしっかり取り組んでいくのだと、そういう強い姿勢を示していただくと、子供たちのどんなことがあってもいじめは許されないというのが70か80%というのが100%につながっていくのではないかと、そういった強いリーダーシップというのを持っていただいてもいいのかなと思いましたが、質問いたしました。

次の質問のほうに移ります。②番、学力向上と総合戦略の連携についてお聞きします。学力向上についての単年度の結果に左右されないより精度の高い中期的な改善計画、これの構築を目指し、継続的な検証サイクルを確立していくとありました。12月の議会で私一般質問で学力向上プランの抜本的な見直しをお願いしたい、こう申しましたけれども、その件について何か協議があったのかどうか、より精度の高いというのは具体的にどういったことなのかお聞きしたいと思います。

また、学力向上と関係してくるであろう総合戦略の施策の中に子供塾があります。これ重点施策に位置づけられておりますが、今回言及がございませんでしたので、まちぐるみで学力サポートといった取り組みになると思います。学校だけでなく、家庭、また地域一体となって赤平市の子供たちの学力向上を目指すというこの施策は、保護者の方々の負担軽減はもとより、何といたっても子供たちのためになると考えます。教育長は、結びで総合戦略における教育行政に係る具体的施策と事業については所期の目的の実現に向け誠実に努めていく、こう述べられました。子供塾についての方向性、時期などについてもお聞きします。

○議長（北市勲君） 教育長。

○教育長（多田豊君） 2番の学力向上と総合戦略の連携についてお答えをいたします。

まず、学力向上プランの見直しも含めてより精度の高い中期的な改善計画についてですけれども、学力の向上についての本市の状況ですけれども、全国、全道に比して低迷しているということは既にお知らせしているところであります。学力向上委員会を立



ち上げ、その底上げに努めているところですが、全国学力・学習状況調査は小学校6年生と中学校3年生が対象でありまして各実施年度の対象者が違い、大まかな全体の把握にとどまっていることから対応方策をつくる場合の課題でありました。学力の向上には、子供たち個々の状況と各学年の傾向を把握して学年が進むごとに追跡して対策することが重要であります。そのため、公費負担により全学年で標準学力テストというものを行っております。子供たちの学力の傾向を把握し、この標準学力テストを毎年実施することで全国学力・学習状況調査では得られない学力状況の経年的な把握が可能となります。その分析によって傾向と改善の方策を個々に探ることができ、かつ数年次にわたる中期的で精度の高い計画をつくることを目指すとともに、学力向上プランにも反映してまいりたいというふうに思います。また、教師の指導のよりどころとしても、この結果ですけれども、指導方法の工夫にも役立つものとの考えから全市的に実施しているところでございます。

そこで、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策にあります子供塾の関連ですけれども、まず学校で行うべき教育学習活動の確実な実施が前提だというふうに思います。これまでも休み中の補充的学習や放課後学習など、学力の底上げに努めているところであり、一部の学校では宿題の出し方を子供の学力に合わせて出すという試みも行われたりして、今後とも教員の努力による可能な方策の検討を第一義的に考えてまいりたいというふうに思っております。さきに策定された赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略において、塾に通えない子供たちのために子供塾が重要施策として位置づけられておりますけれども、放課後、休日、長期休業中の開設を目指しておりますので、貴重な学習機会となるだろうというふうに思っております。実施に向けた十分な検討を経て次年度以降計画してまいりたいというふうに思っております。その具体的な方法としては、本市では講師となる人材の課題がありましたので、

江別市にある4大学との連携協定の締結もありますので、課題の解消、方策の実現のために各方面の協力を得ながら検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 毎年度のテストの実施ということは、もう既にやっていることではないかと思いますが、指導方法の工夫をしっかりとやっていくと、学校によってはいろんな工夫をされているという答弁ありましたので、ぜひ抜本的な改革ということになるのかちょっとわかりませんが、スピード感を持ってやっていっていただきたいと思いません。一番は、やはり児童生徒の学力の底上げということになると思います。いかについていない子を減らしていくか、こういうことになると思いますが、そういった工夫をしっかりとやっていただきたいと思いません。

子供塾は、次年度以降になりますね。先生方や保護者の方の負担軽減にもつながってくると思いますので、できるだけ早く実施のほうをしていただきたいと申しまして、最後の質問に移ります。

③、児童生徒の安全、安心の確保についてお聞きします。本市は、自然災害が少ない地域だが、学校においても火災、震災を含む防災訓練や点検による対策強化を図っていくとの言及がありました。さきの市長への質問でも取り上げましたが、中央中学校の耐震診断結果についてであります。現在中学校統合計画では、平成29年度までそれぞれの学校を使用し、平成30年度の4月から現在の赤平中学校、ここで一旦統合中学校としてスタートをし、その年度中に新校舎が完成したら新校舎に移るとされております。平成29年度までは、中央中学校を使用するということになります。児童生徒、この場合生徒ですね、生徒の安全、安心の確保という点においてまず何が一番に優先されるのかということですが、それを踏まえた上で、診断結果の内容先ほど聞きましたので、診断結果のホームページの公表の仕方について適切であったかどうかお聞きしたいと思います。

また、保護者の方々への説明会を中央中学校、茂尻小学校の当該児童生徒の保護者の方へだと思うのですが、行われたと報告がありました。その内容について、また保護者の方々の理解は得られたのでしょうか、そのこととあわせて今後の方針と計画についてお聞きします。

○議長（北市勲君） 教育長。

○教育長（多田豊君） 児童生徒の安全、安心の確保についてお答えをいたします。

赤平中央中学校の耐震診断結果に関連して児童生徒の安全、安心の確保で何が一番優先されるのかという質問でございますが、当然子供たちの命と体が何をもって優先されると考えております。本市の学校施設の耐震化工事については、平成27年度までの完了を目指して統合後も使用する学校について順次耐震化を進めてまいりましたが、赤平中央中学校校舎については当初平成28年度の統合により未使用化ということを実現して耐震化に関しては赤平市完了するという計画でございました。ところが、統合校舎を赤平中学校の既存校舎使用ということで、当初の計画であれば、使用ということから新築するという計画に変更したわけでありまして、統合を2年先延ばししたことは既にお知らせしたとおりであります。そのため赤平中央中学校校舎を2年間使用することから、平成27年度予算で校舎の耐震診断を行ったところであります。その結果、国の定めた耐震基準を満たしていない箇所があることが判明いたしました。震度5程度の地震で大破、倒壊ということは心配は小さいものの中破程度の可能性があることから、診断結果の公表を学校に限定せず、全市に周知するということが必要と考え、その結果をホームページで公表したということでもあります。

市教委では、統合による新校舎の建築を最大限急ぐことを第一としながらも、使用する中央中学校の安全性を高めるために現時点でできる対策として地震の大きさや到達時間を予測する緊急地震速報装置の設置、被害で最も予想されるガラスによるけがを抑制するために中庭のガラスの飛散防止のフィルム

の張りつけを取り急ぎ年度内中に実施したわけです。あわせて、学校防災マニュアルの改訂や緊急地震速報を使った防災訓練の実施など、統合までの期間の生徒の安全を図ることとしたところでございます。

また、診断結果の報告と対応を含めた説明会を赤平中学校と茂尻小学校の対象保護者へ案内し、開催いたしました。しかしながら、残念ながら両校、両会場とも当日の参加者はありませんでした。案内文書には診断結果とその内容、それから今後の安全確保への説明資料を付しておりましたので、一定の理解は図られたものと考えておりますが、今後も学校だより等で継続した周知の必要性は感じております。

なお、PTA役員に対しましては、今の説明会開催に先立ちまして役員会で説明を行っております。そこでの要望を受けて、教室の窓ガラスへの飛散防止フィルムの張りつけも要望されましたので、実施するということを決定いたしましたところであります。今後もその説明とでき得る方策について検討に努めてまいります。

いずれにしても、統合校舎は旧赤平高校跡に建設するということですので、平成28年度の道による速やかな除却と並行して雪解けとともに本市による旧赤高グラウンドの整備工事、それから新校舎建設予定地の整備など可能な限り早期に新校舎完成に向けて道の理解と協力を得ながら進めており、あわせて中央中学校生徒の安全確保を図ってまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] まず、1点目ですけれども、学校に限定せず、全市的な周知が必要ということであれば、ホームページの公表の仕方は診断結果の数値、I s 値というものだけではなく、その下のエヌジーなのかオーケーなのかということまで一回で見れるような掲載の仕方のほうがよかったのかなと、クリックしなければ出てこない、保護

者の方に案内で出したこういった対策も含めたものがすぐ最初に出てくるほうが適切ではないのかなと感じました。実際には、このページを説明会の案内と一緒に渡しているということでしたけれども、説明会に参加者がいなかったということでありました。診断結果、その対策をこうやって記してあるものを付して案内した上で参加者がいなかったので、一定程度理解されたと考えているということになっておりましたが、これは保護者の方にもぜひお願いしたいところではありますけれども、こういった問題、学校任せではなく、子供たちの安全ということですから、ぜひ聞きに行つて説明会に参加していただきたいかと思ひます。今後もこういった機会あると思ひますので、ぜひ保護者の方には行つていただきたいとお願ひしたいと思ひます。そして、答弁にありましたように学校、教育委員会におかれましては今後大変でしょうけれども、やはりしっかりと説明をしていっていただきたいと、保護者の同意を得ていただきたいと思ひます。

私は、診断結果が出てからできるだけ中央中学校を使用しない方法を考えてほしいということをおっしゃってきました。確かに理想論で現実的には違ふと言われてるかもしれませんが、理想論であろうが、そういった意見も踏まえていろんな意見からベストな選択というのが出てくるのではないかとお願ひしております。教育長のところにも行きました。教育委員会の方もお話をしました。いまだに私としては、2年間使用する、いろいろ対策をとつたとしても正しいとは思へません。先ほども市長の答弁であったように、大規模災害、これに備えた防災づくり、果たして合つているのかと考えます。5年前のきょう、先ほど黙祷しましたが、3月11日、日本は一体何を学んできたのかということではないかと思ひます。できるだけ早く統合が進む、あるいは学校を使わないで済むような方法を今後も検討していただきながら、ここにあつたフィルムとか警報装置、そういったものの対策を徹底していただき、まずは職員の方や子供たちの安全を一番に考えた対応を心から望

みまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（北市勲君） これをもって、一般質問を終了いたします。

---

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第68号赤平市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、  
日程第5 議案第69号赤平市行政不服審査会条例の制定について、  
日程第6 議案第70号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について、  
日程第7 議案第71号赤平市職員の退職管理に関する条例の制定について、  
日程第8 議案第72号赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、  
日程第9 議案第74号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正について、  
日程第10 議案第75号あかびら創生寄附条例の制定  
について、  
日程第11 議案第79号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、  
日程第12 議案第80号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正  
について、  
日程第13 議案第81号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の策定について、  
日程第14 議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（福栄地区集会所外26施設）、  
日程第15 議案第83号和解につ  
いてを一括議題といたします。

本案に関する委員長報告を求めます。行政常任委員会、竹村委員長。

○行政常任委員長（竹村恵一君） [登壇] 審査報告を申し上げます。

平成28年3月3日に行政常任委員会に付託されました議案第68号赤平市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第69号赤平市行政不服審査会条例の制定について、議案第70号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制

定について、議案第71号赤平市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第72号赤平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第74号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正について、議案第75号あかびら創生寄附条例の制定について、議案第79号赤平市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第80号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第81号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の策定について、議案第82号公の施設の指定管理者の指定について（福栄地区集会所外26施設）、議案第83号和解について、以上12案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成28年3月4日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第74号、第75号、第79号、第80号、第81号、第82号、第83号について一括採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（北市勲君） 日程第16 議案第84号平成27年度赤平市一般会計補正予算、日程第17 議案第85号平成27年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第18 議案第86号平成27年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第19 議案第87号平成27年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第20 議案第88号平成27年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第21 議案第89号平成27年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第22 議案第90号平成27年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第84号平成27年度赤平市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,406万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,813万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。国の平成27年度補正予算に基づく国庫補助金を財源として情報セキュリティ強化

対策事業ほか2事業を予定しておりますが、事実上平成27年度内の予算執行が困難であるため金額欄に記載の予算を繰越明許費として平成28年度へ繰り越すものであります。

第3表、地方債補正であります。追加として情報セキュリティ強化対策事業について限度額を590万円と定め、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。また、変更として事業実績に伴い住宅整備事業の限度額を9,290万円、消防施設整備事業の限度額を6億2,840万円、過疎対策事業の限度額を5億3,830万円に変更し、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。なお、今般の補正の内容につきましては、年度末を迎え、入札結果や実績見込み等によるものが多く、また過疎対策事業債のソフト分の充実に伴う財源補正を行っており、これらについては以降説明を省略させていただきます。

最初に、歳入であります。款9地方交付税として490万4,000円の増額であります。地方交付税法の一部を改正する法律に基づき平成27年度補正予算による普通交付税の調整額が復活となり、1月27日に交付額が変更決定されたためであります。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料として143万6,000円の増額であります。広域保育に関して市外から2名の子供の受け入れ実績によるものであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金として8,267万5,000円の増額であります。国の補正予算に基づき年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費に充当されるものであります。

同じく目5教育費国庫補助金、節3中学校費国庫補助金として2,020万円の増額であります。統合中学校建設工事に充当されるものであります。

6ページをお願いいたします。款15財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入として340万円

の増額であります。錦町の旧郷土館跡地の売却による土地売却収入であります。

款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として5,700万円の増額であります。2月末現在の寄附金の実績が1億6,100万円となっており、実績額として5,100万円を増額し、さらに寄附者に対する返礼品費用等の歳出との関連性もあり、3月中600万円の寄附金を見込むものであります。

同じく目4社会福祉事業寄附金として500万円の増額であります。市内1企業からの寄附金を計上するものであります。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として1億735万9,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するもので、補正後の財政調整基金残高は19億4,695万3,000円となります。

款18繰越金として1億2,744万2,000円の増額であります。平成26年度決算に基づく剰余金の未計上額を全額計上するものであります。

款20市債、項1市債、目1土木債として500万円の増額であります。公営住宅整備事業債について社会資本整備総合交付金の交付基本額の増額に伴い起債対象額も増額となったことにより580万円増額となり、改良住宅等改善事業債については実績により80万円の減額となっております。

同じく目3過疎対策事業債として1億6,440万円の増額であります。統合中学校建設事業債として1億6,830万円、9ページになりますが、一般廃棄物処理施設整備事業債として1,500万円を追加事業として計上しております。

次に、歳出であります。10ページをお願いいたします。款1議会費として214万円の減額であります。議員共済会納付金の公費負担金については4月1日現在の議員数で算定されるため、議員1名の辞職に伴うものであります。

12ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目2庁舎管理費として150万1,000円の減額であります。臨時職員1名の減少によるもの

であります。

同じく目3電算管理費として4,239万6,000円の増額であります。国の平成27年度補正予算に伴い情報セキュリティ強化対策としてマイナンバーを含む個人情報の流出防止策を実施するための情報セキュリティ対策事業委託料を初めとする経費として4,334万6,000円を計上し、本経費に対して国庫補助金590万円、元利償還金の100%が普通交付税で措置される補正予算債590万円が充当されますが、本予算は平成28年度へ繰り越すこととなります。また、地方公共団体情報システム機構負担金の確定により95万円を減額し、同額国庫補助金も減額となっております。

同じく目9企画費として3億1,958万2,000円の増額であります。民間賃貸住宅家賃助成事業補助金の継続世帯が5件、平成27年度新規世帯11件、さらに2月に新たに民間賃貸住宅が完成することなどから新規世帯8件を見込み、115万4,000円を増額し、また赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略を確実に実行するよう各種支援事業などの5年間のソフト経費の財源を確保するためあかびら創生基金積立金として2億5,000万円を計上し、あかびらガンバレ応援基金積立金としてふるさとガンバレ応援寄附金と同額の5,700万円を増額、返礼品代等として1,142万8,000円を増額するものであります。

14ページをお願いいたします。同じく項3戸籍住民基本台帳費として174万7,000円の増額であります。主に個人番号カード作成等に係る地方公共団体情報システム機構の番号制度カード関連事務費負担金として194万7,000円を増額するもので、同額国庫補助金が充当されます。

20ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費として500万円の増額であります。市内1企業からの寄附金を社会福祉事業振興基金積立金として積み立てるものであります。

同じく目7国民年金費として31万4,000円の増額であります。平成28年7月から納付猶予制度の対

象者が30歳未満から50歳未満へ拡大、免除申請及び学生納付特例申請の様式の見直しに伴い国民年金システム改修委託料を増額するもので、国庫委託金として31万3,000円が充当されます。

同じく目14年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費として8,267万5,000円の増額であります。国の平成27年度補正予算に基づき所得の少ない高齢者を対象に1人当たり3万円が支給されるもので、本経費に対して全額国庫補助金が充当されます。なお、本予算についても平成28年度に繰り越すこととなります。

22ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費として112万6,000円の増額であります。主に放課後デイサービス利用者の増加に伴い障害児施設給付費として185万3,000円を増額し、本経費に対して国庫負担金92万6,000円、道負担金46万3,000円が充当されるほか、機械器具費等の決算見込みとして72万7,000円を減額するものであります。

同じく目4保育所費として447万1,000円の減額であります。臨時保育士の未採用分による賃金として557万2,000円を減額し、コピー使用の増加により機械その他借上料として8万3,000円を増額、市外の保育所へ1名の利用者がおり、子ども・子育て支援新制度移行による保育単価の増額もあって広域保育入所利用負担金として101万8,000円を増額するものであります。

24ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費として1億6,490万1,000円の減額であります。生活保護法における住宅扶助及び冬季加算の見直しに伴う生活保護システム改修業務委託料として35万5,000円を増額し、扶助費等の決算見込みにより1億6,525万6,000円を減額するものであります。

26ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費として648万8,000円の減額であります。主に浄化槽設置整備事業補助金について7基分を予算化しておりましたが、実績が2基となったことにより484万円を減額し、国庫補助

金も76万6,000円の減額となっております。

28ページをお願いいたします。同じく項2 清掃費、目1 じん芥処理費として478万5,000円の減額であります。平成26年度決算に基づく剰余金の調整により中空知衛生施設組合負担金が減額となっております。

同じく目2 じん芥処理場費として340万6,000円の増額であります。主に貯水池のポンプの故障並びに電圧不足が発生していることから改修を行うための施設整備工事費として315万2,000円を増額し、入札執行減により水質調査委託料として95万円を減額するものであります。

32ページをお願いいたします。款7 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費として2,323万6,000円の減額であります。主に企業振興促進事業補助金について当初予定していた企業が平成28年度の該当となったため2,173万7,000円を減額し、赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金の申請件数の増加により50万円の増額となっております。

36ページをお願いいたします。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目6 橋りょう改良費として897万4,000円の減額であります。新成大橋の改修工事について社会資本整備総合交付金の減額によって一部の工事を平成28年度に振りかえたことにより橋梁改修工事費が減額となり、過疎対策事業債についても1,020万円の減額となっております。

40ページをお願いいたします。款9 消防費、項1 消防費、目1 消防総務費として1,362万4,000円の減額であります。繰越金の精算により滝川地区広域消防事務組合負担金として727万5,000円の減額、消防署消防総合庁舎建設事業並びに消防救急デジタル無線整備事業の入札執行減により建設分として634万9,000円が減額となり、消防債1,350万円、過疎対策事業債350万円が減額となっております。

46ページをお願いいたします。款10 教育費、項4 中学校費、目3 統合中学校建設費として1億8,900万円の増額であります。統合中学校グラウンド等整備のため統合中学校建設工事費を計上し、本経費

に対して国庫補助金として2,020万円、過疎対策事業債として1億6,880万円が充当されますが、本予算についても平成28年度に繰り越すこととなります。

48ページをお願いいたします。款11 公債費、項1 公債費、目2 利子として525万6,000円の減額であります。平成26年度の長期貸し付けの借り入れ利率の確定により55万6,000円を減額し、一時借入金の実績見込みから470万円を減額するものであります。

50ページをお願いいたします。款12 諸支出金、項2 特別会計繰出金、目4 下水道事業特別会計繰出金として2,178万円の減額であります。主に下水道使用料の増額と平成26年度決算に基づく剰余金の計上によるものであります。

同じく目9 病院事業会計繰出金として3,442万5,000円の減額であります。主に小児医療に要する経費の地方交付税措置額が1,898万2,000円減額となり、研修医の人数が予算上より減少となったため1,248万5,000円の減額となっております。

次に、議案第85号平成27年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,094万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。歳出であります。款10 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金として22万円の増額であります。平成26年度の特健康診査、保健指導負担金の精算による国、道、支払基金支出金に係る還付金であります。

5ページをお願いいたします。款13 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国民健康保険事業財政調整基金積立金として22万円の減額であります。償還金

の増額に伴い積立金を同額減額するものであります。

次に、議案第86号平成27年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ436万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億109万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更として下水道整備事業の限度額を1億7,090万円に変更し、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料として865万4,000円の増額であります。実績によるものであります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2,178万円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するものであります。

款5繰越金として1,246万7,000円の増額であります。平成26年度決算に基づく剰余金を全額計上するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目4公共下水道維持管理費、節27公課費として300万3,000円の増額であります。使用料等の増額により消費税の増額を見込むものであります。

8ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目2利子として212万7,000円の減額であります。平成26年度の借入額に対する利率の確定に

よるものであります。

次に、議案第87号平成27年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ395万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,128万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。款3繰入金、項2基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金として24万3,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するものであります。

款4繰越金として524万8,000円の増額であります。平成26年度決算に基づく剰余金の全てを計上するものであります。

なお、6ページ以降の歳出に関しましては、全て実績に基づき補正するものであります。

次に、議案第88号平成27年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成27年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,904万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,007万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入につきましては、全て介護給付費等の実績による財源調整となります。

歳出であります。8ページをお願いいたします。



款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費、節12役務費として21万1,000円の増額であります。主治医意見書の依頼件数の増加による文書作成手数料を増額するものであります。

20ページをお願いいたします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として754万4,000円の増額であります。介護給付費等の減額に伴う経費を積立金として増額するものであります。

なお、このほかの歳出に関しましては、全て介護給付費等の実績によるものであります。

次に、議案第89号平成27年度赤平市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成27年度赤平市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。給水戸数を6戸減らし5,172戸、年間総配水量を14万立方メートル減らし166万立方メートル、1日平均配水量を382立方メートル減らし4,536立方メートルといたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を2,037万5,000円増額し、3億8,702万9,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を1,085万5,000円増額し、3億4,594万2,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入の補正予定額を119万9,000円増額し、1億6,890万6,000円といたします。

支出の第1款資本的支出の補正予定額を76万8,000円減額し、2億4,293万円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,402万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

2ページをお願いいたします。平成27年度赤平市

水道事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出の収入につきまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益として380万9,000円の減額であります。主に業務用が減額となっております。

目2受託工事収益として30万円の増額であります。給水装置工事の増加によるものであります。

目4その他の営業収益として20万9,000円の増額であります。材料売却収益等の増額によるものであります。

項2営業外収益、目2長期前受金戻入として180万円の減額であります。固定資産の一部除却に伴う減価償却費の収益価格の減少によるものであります。

目3雑収益として21万6,000円の増額であります。鉄くず等の売却益の増加によるものであります。

項3特別利益、目2過年度損益修正益として2,525万9,000円の増額であります。退職給付引当金の過年度収入があったことによる増額であります。

支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費として281万8,000円の減額、目2配水及び給水費として29万4,000円の減額であります。主に事業執行による減額であります。

目4総係費として926万7,000円の減額であります。主に退職給付引当金の期末要支給額を既に引き当て額が上回っていることから、本年度の引き当て額が不用となり、減額するものであります。

目5減価償却費として128万円の減額であります。固定資産の精査によるものであります。

目6資産減耗費として2,507万3,000円の増額であります。赤平橋水道管除却に伴うものであります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として75万6,000円の減額であります。本年度の企業債償還額確定によるものであります。

項3特別損失、目1過年度損益修正損として19万7,000円の増額であります。昨年度江別市にて発生した断水災害応援経費の精査によるものであります。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入につきまして、款1資本的収入、項2配水管布設替補償金、目1配水管布設替補償金として119万9,000円の増額であります。補償工事の実施に伴う補償金の確定によるものであります。

支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目3固定資産購入費として3万4,000円の減額、目4浄水施設改良費として113万8,000円の減額であります。工事の発注等による決算見込みであります。

項2企業債償還金、目1企業債償還金として40万4,000円の増額であります。本年度の企業債償還額確定によるものであります。

4ページは予定キャッシュフロー計算書、5ページからは予定貸借対照表であります。説明を省略させていただきます。

次に、議案第90号平成27年度赤平市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成27年度赤平市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。病棟建替事業として18万8,000円を減額し、3億9,494万円といたします。また、医療機器整備事業として587万5,000円を減額し、6,797万1,000円といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款病院事業収益の補正予定額9,098万3,000円を減額し、24億232万2,000円といたします。

支出の第1款病院事業費用の補正予定額1,380万8,000円を減額し、24億6,795万5,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額503万2,000円を減額し、6億5,970万8,000円といたしま

す。

支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予定額617万6,000円を減額し、9億1,462万3,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,491万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,491万5,000円で補填するものといたします。

2ページをお願いいたします。第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正いたします。病棟建替事業を3億7,680万円、医療機器整備事業を5,050万円、医療施設整備事業を560万円にそれぞれ補正いたします。

第6条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額6,321万8,000円を減額し、12億3,941万5,000円といたします。

第7条、予算第8条に定めた他会計からの補助金について1,454万9,000円を減額し、1億46万5,000円といたします。

第8条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を330万円減額し、2億5,658万1,000円といたします。

3ページをお願いいたします。平成27年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出につきまして、収入であります。款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益について3,196万1,000円の減額であります。主に内科医退職などに起因する入院患者数の減少による減収を見込むものであります。

項2医業外収益、目2他会計補助金として1,454万9,000円の減額であります。主に医師確保対策に要する経費として研修医の人件費に係る一般会計からの繰入金を減額するものであります。

目3他会計負担金として1,840万9,000円の減額であります。主に小児医療に係る特別交付税の減額に伴い繰入金を減額するものであります。

目4 その他医業外収益として203万4,000円の減額であります。主に職員住宅貸付収入及び臨床研修医補助金収入等の減額によるものであります。

目5 長期前受金戻入として1,358万1,000円の減額であります。固定資産取得に係る財源としての一般会計からの出資金分の収益化について減額修正するものであります。

同じく項3 特別利益、目1 過年度損益修正益として1,044万9,000円の減額であります。前年度計上の退職給付引当金との差額見込みについて減額するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費として6,303万円の減額であります。主に医師及び看護師等の退職により給料、賃金及び報酬等の減額によるものであります。

目2 材料費として420万1,000円の減額であります。主に薬品費について減額補正するものであります。

目3 経費として627万円の増額であります。主に電気使用料の増加などに伴う光熱水費等を増額するものであります。

目5 資産減耗費として3,533万5,000円の増額であります。旧病棟除却に伴い備品等の整理、処分に伴い計上するものであります。

同じく項3 特別損失、目2 過年度損益修正損として947万3,000円の増額であります。主に先ほどの特別利益と同様前年度計上の退職給付引当金との差額について増額するものであります。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債として1,390万円の減額並びに項5 補助金、目2 患者情報共有ネットワーク構築事業費補助金として971万9,000円の増額であります。中空知医療連携ネットワークシステム構築の医療機器整備に伴う補助金の活用並びにこれに伴う企業債の減額について計上するものであります。

次に、支出につきましては、款1 資本的支出、項

1 建設改良費、同じく項3 企業債償還金につきましてそれぞれ予算執行残等により補正を行うものであります。

7ページの予定キャッシュフロー計算書及び8ページ、9ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページは、予定貸借対照表であります。11ページの7、剰余金、(2)、利益剰余金に記載のとおり、当年度未処分利益剰余金はマイナス21億2,251万4,000円を見込むものであります。

以上、議案第84号から第90号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番(植村真美君) 質疑をさせていただきたく思います。何点かございますので、最初に一括で質疑をさせていただきます。

13ページになります。総務費でございますが、このたび節の委託料の中におきまして情報セキュリティ対策の事業の委託料ということで3,067万2,000円ということで事務費にかかわる経費、マイナンバーであったりとか個人情報のセキュリティということでご説明があったのですが、この詳細の内容をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思っております。

また、続きまして15ページの総務費の中の戸籍の関係の番号の制度のカードの関係事業の負担金ということで194万7,000円ということで、これも情報システムの関係ということでお話があったのですが、もう少し具体的に詳細を教えていただきたいというふうに思っております。

あとは、27ページ、衛生費の中の節の負担金の中にありますけれども、このたび浄化槽が当初は7基分を予算化していたということなわけですけれども、予算化していた部分の中で2基分が実績として上がってきて、そのほかが残で残ったということでご説明がありましたが、実際の当初の7基分の予定をし

ていた考え方とこの1年間の中で2基にしか至らなかった背景、いろいろと何件か相談事もあったと思うのですが、そのあたりの経過を教えてくださいたく思っています。

あとは、37ページでございます。土木費でございますが、工事請負費の中で新成大橋の工事がその一部の工事を平成28年度へ振りかえるということだったのですが、この工事自体に何か問題があったのかだったりとか、また追加で何かしなければいけなかったのかということがあったら教えてくださいたく思います。

続きまして、病院会計でございますけれども、3ページでございますが、医業外の収益のところでございます。その他の医業外収益のところ臨床研修医が1名予定していたのが来なかったということで私のほうでは解釈をさせていただいて聞いたのですが、もしそういった事実があるとするならば、その事実背景を教えてくださいたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（北市勲君） 最初に、総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 情報セキュリティの委託料の関係のご質問でございました。昨年10月にマイナンバー対応ということで情報系のLANと基幹系のLANとに区分したところでございますけれども、12月に総務省より基幹系のLANを個人番号利用事務LANと個人番号の関係事務に分けて、さらに先ほど分けました情報系につきましては不正アクセスや標的型メール等外部からの攻撃に対応するというので、都道府県が整備する自治体セキュリティクラウドに接続しなさいというような通知がされましたことから、今般整備するものとしてございます。おっしゃっていた委託料の中身でございますけれども、これら整備の中でサーバーだとかファイアウォール等の大型の機器類の整備、ネットワークの設定、さらにICカードの認証のシステムの整備等を主に内容としてございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 15ページの戸籍住民基本台帳費、19、負担金及び交付金の負担金の194万7,000円の地方公共団体情報システム機構に支払われた負担金の具体的な中身ということで、こちらにつきましては12月に各家庭に通知しました通知カードの発行にかかわる経費、それと通知カードを受け取りましてマイナンバーカード申請にまで至るマイナンバーカードの作成経費等を委託しているところが主な内容でございます。

27ページ、目の環境衛生費、19の浄化槽の設置整備事業補助金、こちらの減額ですけれども、当初7基を見込んでおりましたが、2基になったこの背景でございますが、7基につきましては当初予算の中で新築等考慮いたしまして7基を計上することによって予算不足を回避するというので進みましたが、実際のところ新築等の建設が下水道区域から離れたところでの建設が農村地帯になりますけれども、余りなかったということで2基になった、そういうものが背景でございます。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 橋りょう改良費の工事請負費の減額でございますが、この工事の財源として社会資本整備総合交付金、これを財源としておりますが、その配分が要求に対して減額となったと、そのようなことから工事費を減額いたしました。工事内容について問題があったとか、そういうわけではございません。

以上です。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（實吉俊介君） 臨床研修医の件ですが、当院の臨床研修医の定員枠は2名ということになっておりますが、当初内定を2名しておりましたが、3月の中旬の国家試験の合否におきまして1名が不合格になったため赴任されなかったということになっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番(植村真美君) ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

1件ですけれども、もう一度確認をさせていただきたかったのですが、浄化槽の設置の部分なのですけれども、当初新築の概念の部分で7基と設定した背景、その部分がちょっとわかりづらかったということと、また2基以上に何か問い合わせ等が1年間の中であって、だめになったこととかもあったでしょうし、そういった経過を教えてくださいませんか。

○議長(北市勲君) 市民生活課長。

○市民生活課長(野呂道洋君) 説明が足りなくて申しわけございません。国の計画におきまして浄化槽の整備補助金いただいておりますので、1年当たり10基ということで見込んでおりますが、7基ということで多少今までの実績を踏まえまして少ない基数で予算計上していたところですが、このような社会状況もございまして、経済状況もございまして結果的に2基の利用しかなかったということで、特に問い合わせ等はございません。問い合わせあったとき制度の趣旨とか、そういうものを具体的に説明した中でご利用いただける、そういう体制をとってっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) 質疑を何点かさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、一般会計のほうですけれども、21ページなのですが、民生費の中の目の14年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費なのですが、この中で高齢者対策として1人3万円の給付があるということになっておりますが、当市の中でこの対象者の基準等があって全体的に何人ぐらいになるのかということ、現金給付になるというふうには考えているのですが、どういった給付体制になるのかということ、それから給付されたものに対しての使用に決まりがあるのかとかというのをわかっているならば教えてくださいというふうに思います。

それと、23ページなのですけれども、同じように項の児童福祉費の目の1児童福祉総務費の中で1の報酬なのですけれども、減額補正になっております。これ子ども・子育て会議の委員の報酬のほうで減額になっていると思うのですが、減額になった背景とございますか、状態がどのような状況だったのか説明をいただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長(北市勲君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(永川郁郎君) お答えをいたします。

まず初めに、年金生活者等支援臨時福祉給付金についてお答えをいたします。まず、支給対象者でございますけれども、平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成29年3月31日までに65歳以上となる方を対象としておりまして、当市の場合約2,600人を対象者というふうに推定をしております。あと、給付の方法なのですけれども、申請者名義の預金口座に3万円を原則振り込むという方法になりますけれども、ごく一部預金口座等をお持ちでない方につきましては現金給付という形になるかと思っております。それから、用途につきましては制限はございません。

それから、もう一点、子育て会議の報酬のほうでございまして、今年度の子ども・子育て会議の主な案件につきましては昨年3月に策定いたしました子ども・子育て支援計画に基づく新規事業の進捗状況の報告とあわせて児童福祉施設整備計画についてご提案する予定でございましたけれども、この計画案の策定が公共施設総合管理計画とあわせて今月いっぱいかかる見通しとなっておりますので、そのため今回ちょっと減額とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) ありがとうございます。

今の点で1点確認したいのですが、行わなかった分を次どこかでやる予定なのかどうかというのを聞きたいと思っております。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（永川郁郎君） 今年度改正のめどが立ちませんでしたので、新年度4月の下旬ごろを想定しております。

以上です。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） 2点お聞きしたいと思います。

1点は、6ページの財産収入でありますけれども、340万円、郷土館の跡地の売却というふうに言われましてけれども、この売却の方法と、それからその跡地の利用についてどういうふうになっておるのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、水道事業会計の2ページで退職積立金の減額がなされたと思うのですが、この退職積立金の積み立て限度額というのか、そういう計算方式があるのかどうか、それからその幅がどこからどこまでの範囲で積みなさいという幅があるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） まず、不動産、土地売却収入の関係でございますね。郷土館の跡地でございますけれども、この郷土館跡地につきまして公募により売買について募集というか、応募をさせてみていました。市内の1社に売却することになりましたけれども、社員の宿舎ということで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（杉本悌志君） 引当金の関係なのですけれども、限度額というのは特にありません。現状において配置されている上下水道課の配属人数で決まっています、配属された職員全員が同時に退職したと仮定すると、それに幾らかかるかということで金額が決まっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君） 民間だと退職積立金というのは、基準は全員がそのとき退職した分の総額が100%になるわけですけれども、一般的には全員が全部やめるという事はあり得ないわけで、その70%とか80%が限界ですよというような基準があるのですけれども、市の水道会計や病院会計の企業は100%を基準と認めるということだと理解していいのですか。

○議長（北市勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（杉本悌志君） あくまでも仮定として金額を計上しますので、全額ということで考えております。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（北市勲君） 日程第23 議案第91号平成28年度赤平市一般会計予算を議題といたします。

説明は終了しておりますので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（北市勲君） 日程第24 議案第92号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第25 議案第93号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第26 議案第94号平成28年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第27 議案第95号平成28年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第28 議案第96号平成28年度赤平市霊園特別会計予算、日程第29 議案第97号平成28年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第30 議案第98号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第31 議案第99号平成28年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第32 議案第100号平成28年度赤平市水道事業会計予算、日程第33 議案第101号平成28年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

説明は終了しておりますので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

議案第92号、第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号、第101号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号、第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号、第101号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす12日から17日までの6日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12日から17日までの6日間休会することに決しました。

---

○議長（北市勲君） この際、報告いたします。

さきに設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に獅畑議員、副委員長に向井議員が選任されましたので、ご報告いたします。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時33分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)